

議案第 1 号

平成 30 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

平成 30 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 30 年 4 月 18 日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

諮詢問

鳥取県教科用図書選定審議会

小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）及び中学校教科用図書（特別の教科 道徳）については、平成31年度に新たな教科用図書を採択し使用することになっており、この教科用図書の採択事務を平成30年度に行わなければなりません。

鳥取県教育委員会は、この採択事務を行う市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行う必要があります。

よって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定により、下記事項について諮詢します。

平成30年4月26日

鳥取県教育委員会教育長

山 本 仁 志

記

- 1 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の採択基準について
- 2 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料について
- 3 平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択基準について
- 4 平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料について
- 5 平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- 6 平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- 7 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- 8 県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)**

最終改正:平成二七年六月二四日法律第四六号

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

平成30年度教科用図書選定審議会の審議、答申の流れ

第1回教科用図書選定審議会(4月26日)

○県教育委員会から審議会への諮問。

- ① 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の採択基準について
- ② 平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料について
- ③ 平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択基準について
- ④ 平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料について
- ⑤ 平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- ⑥ 平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- ⑦ 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- ⑧ 県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

○諮問事項の①、③、⑤、⑦、⑧について協議

○諮問事項の②、④、⑥の調査研究のための条件について協議

第1次答申（4月）

○審議会長から教育委員長へ諮問事項のうち下記の5事項について第1次答申

- ・平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の採択基準について
- ・平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択基準について
- ・平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- ・市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- ・県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- 第1次答申を受けて、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長に対して教科書の採択事務について指導、助言又は援助を行う。
- 平成29年度に検定を通った教科用図書について教科用図書調査員による調査研究（5月）
- 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書（一般図書）の調査研究（5月）

第2回教科用図書選定審議会（6月5日）

○諮問事項のうち下記の事項についての協議。

- ・平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料について
- ・平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

第3回教科用図書選定審議会（6月12日）

○諮問事項のうち下記の事項についての協議。

- ・平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料について

第2次答申（6月）

○審議会長から教育委員長へ諮問事項のうち下記の3事項について第2次答申

- ・平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料について
- ・平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料について
- ・平成31年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

○第2次答申を受けて、市町村（学校組合）教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に選定に必要な資料を送付

○第2次答申を受けて、県立の特別支援学校において使用する教科用図書の採択決定

平成30年度教科書採択日程

月	県教育委員会	市町村（学校組合）教育委員会 採択地区協議会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定審議会（第1回） ・審議会答申（第1次） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員会（5月中に3回実施） 	<p>教科書目録の送付</p> <p>5月</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定審議会（第2回） ・教科用図書選定審議会（第3回） ・審議会答申（第2次） ・選定資料を採択地区及び市町村（学校組合）教育委員会ならびに県立特別支援学校に送付 	<p>教科書展示会開始 6/8</p> <p>↓</p> <p>教科書センター（県内10ヶ所）</p> <p>7月</p> <p>採択地区協議会 調査員会</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書事務説明会（7月中旬頃までに東・中・西3地区で） 	<p>教科書展示会終了 7/5</p> <p>7月</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会から採択結果報告 	<p>8/31まで</p> <p>市町村（学校組合）教育委員会 で採択決定 県教育委員会へ採択結果報告</p>